

## 令和6年度 坂戸市中央第一地域包括支援センター事業計画書

### 1 基本方針

- (1) 坂戸市中央第一地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を実施する。
- (2) センター事業は「第9期坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「令和6年度坂戸市地域包括支援センター運営基本指針」に基づき、年間事業計画表に従い実施する。

### 2 今年度の取り組みと目標

項目	事業・取組	内容	目標
総合相談支援事業	地域住民への周知	地域へ出向きセンターの役割、相談窓口を周知 民生委員定例会に参加	2 地区以上 定例会・年 6 回以上
権利擁護業務	地域住民への周知	住民向けの権利擁護に関する講座案内、ミニ講座の開催	年 2 回以上
認知症総合支援事業	住民や若い世代への周知、協力体制づくり	地域住民、活動グループ、学校を対象とした出前講座、学習会、交流の場への協力支援	出前講座、学習会・年 2 回以上
介護予防推進事業	坂戸お達者体操グループへの支援	既存グループの活動継続およびフォローアップ支援	10 グループ
運営体制	職員のスキルアップ、人材育成	OJT（職場内教育）や外部研修会への参加	各自年 2 回以上

### 3 運営体制

#### (1) 所内の情報共有について

朝礼及び月 1 回の所内会議で、個別ケースの検討および各事業の情報共有を行う。会議録や市からの連絡事項等はセンター内で回覧後、適切に保管する。

#### (2) 職員研修について

地域包括支援センターの業務に資する研修に参加し、終了後は報告書にまとめ資料と共に回覧、また所内会議にて他職員への OJT を実施する。

#### 4 包括的支援事業

##### (1) 総合相談支援業務

###### ア. 実態把握

高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、隠れた問題やニーズを発見し早期対応できるように取り組む。

###### イ. 総合相談業務

- ・包括支援センターの役割について、サロン・老人会・民生委員定例会等を通じて周知を行い、窓口体制を整える。センターの存在を周知することにより、見守り体制を強化、虐待等の防止に努める。
- ・地域のネットワークと連携、支援を必要とする高齢者を見出し、保健、医療、福祉サービス等の支援につなぎ継続的な見守りを行う。圏域の民生委員定例会、グループホーム運営推進会議に出席し、住民団体と相互関係を構築、相談・情報が集まりやすい体制づくりを行う。

##### (2) 権利擁護業務

- ・センターが担う権利擁護業務(高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害)について周知するため、地域住民が集う場に出向いてミニ講座を実施する。
- ・権利擁護に関する相談では、市役所、社会福祉協議会、家庭裁判所、消費生活センター等と連携して対応する。
- ・西入間警察署と連携し、地域住民に対して詐欺予防を学ぶ機会を設ける。
- ・判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、市担当部署と連携する。

##### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・包括的・継続的ケアを実現するため関係機関や介護支援専門員と連携する。ケアマネジメントの質の向上のため、介護支援専門員研修(年1回)、ケアマネサロン(年1回)を開催する。

#### 5 地域包括ケアシステム推進

団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む令和7年に向けて、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざした取り組みを推進する。

##### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療推進のためセンターの情報提供機能や医療連携機能強化に努め、地域包括ケアシステム推進協議会の会議研修、市民公開講座に参加する。

##### (2) 生活支援体制整備事業

元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍をする場の創設と後方支援を実施する。第2層のコーディネーターとして、第1層のコーディネーターとの連携を図り、地域住民と共に年に2回地域ミーティングの開催をする。

### (3) 認知症総合支援事業

認知症高齢者が安心して暮らせる地域を目指し、パンフレットの配布や講座により、地域住民の理解を深める。地域住民や関係機関との連携強化に努め、認知症地域支援推進員はチームオレンジコーディネーターとして、チームオレンジの運営支援を行う。認知症初期集中チーム員会議 検討委員会の参加、声掛け訓練、認知症サポーター養成講座、地域学習会、出張相談会の開催。おれんじカフェの支援。

### (4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議で整理された課題を関係機関と共有する。自立支援型地域ケア会議の開催においては、圏域の居宅介護支援事業所全てに事例提出を促し計画的に実施する。地域課題を検討するため圏域内の地域ケア会議を年1回以上開催する。

### (5) 介護予防推進事業

一般介護予防事業の充実を図るため、対象者の把握に努め、虚弱高齢者に対し基本チェックリスト等を行い、介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業（サービスC）等、適切な介護予防教室やサービスにつなげる。介護予防サポーター養成、すこやか脳クラブの開催、お達者体操の支援。フレイル予防についてサロンやお達者体操など住民に向けて周知、啓発を行う。

## 6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援する。また、利用者のできることを共に発見し、主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目標とし、現在の状態の維持・改善が図れるように自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成する。サービス提供に際しては、公平性を踏まえた情報提供を行い、目標の達成状況を評価する。

## 7 その他の事業

- (1) 地域住民へ介護予防事業フレイルを周知し予防につなげる。
- (2) 介護者サロンの拠点づくり。

# 坂戸市中央第一地域包括支援センター概要

## 1 事業者概要

法人名称	社会医療法人 刀仁会
代表者役職名	理事長 清水 要
事業所名称	坂戸市中央第一地域包括支援センター
事業所所在地	埼玉県坂戸市千代田 4-13-3 (3F)
電話番号	049-283-3721
FAX番号	049-283-3722
介護保険事業所番号	1106000076
サービス提供地域	坂戸市(中央第一地区)

## 2 事業所の職員体制

### (1) 職員配置数 ※備考には管理者兼務等記載

職員	常勤職員	非常勤職員	備考
管理者	1名	0名	
保健師又は看護師	1名以上	0名	
主任介護支援専門員	1名以上	0名	管理者兼務
社会福祉士	1名以上	0名	
介護支援専門員	1名	0名	
事務員	0名	1名	

### (2) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	備考
平日	午前8時45分～午後5時45分	
土曜日	午前8時45分～午後5時45分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始(12月30日～1月3日)	休業日	

## 3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	午前9時00分～午後5時30分	
土曜日	午前9時00分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始(12月30日～1月3日)	休業日	

#### 4 事業所建物の概要

建物構造の概要	地上3階建て S造
竣工年月日	平成20年3月11日
建物増改築の概要	
執務室面積等	
事務室	部屋数 1 23.51 m <sup>2</sup>
相談室	部屋数 1 11.12 m <sup>2</sup>
駐車場	坂戸中央クリニック駐車場内

#### 5 従業者名簿

職 種	(ふりがな) 氏 名	資格	その他所有する資格
管理者 主任介護支援専門員		主任介護支援専門員	社会福祉士
保健師又は看護師		看護師	
社会福祉士		社会福祉士	
介護支援専門員		介護支援専門員	社会福祉士
保健師又は看護師		看護師	
事務員			

